8　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してスリランカ民主社会主義共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

9　スリランカ民主社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びスリランカ民主社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

10　スリランカ民主社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

○文化庁告示第五十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として福島県を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月二十二日

文化庁長官　青柳　正規

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
旧馬場家住宅（旧所在　福島県南会津郡伊南村）	一棟	昭和五十二年一月二十八日文部省告示第二号	財団法人会津民俗館	福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字前田三三番地の一	福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字前田三三番地の一会津民俗館内

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十月六日に東京で

スリランカ民主社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　菅沼健一

スリランカ民主社会主義共和国

次期駐日大使

ダンミカ・ガンガナット・

ディサナヤケ閣下

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年十月六日に東京で

スリランカ民主社会主義共和国

次期駐日大使

ダンミカ・ガンガナット・

ディサナヤケ

スリランカ民主社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　菅沼健一閣下

○農林水産省告示第二千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字三ノ川二三二五の五、二三二五の七、大字中松字地獄谷二一二一の二二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三ノ川二三二五の五・二三二五の七・字地獄谷二一二一の二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字地獄谷二一二一の二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塀ノ口六二三・六二四・字城ケ尾九九二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字大利字山中北向七七九・七八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山中北向七八一の一（次の図に示す部分に限る。）、七七九、七八〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市湯浦字琴川一二九〇の三、一二九〇の四、一三二八、一三三〇、一三三一、字城一四三七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備